

した地区共有財産であり、財産区は、この村民の共有財産を管理するために設けられた組織だからである。このような地域におけるコミュニティのあり方を考えるためには、資源を管理する住民という視点から、閉鎖的あるいは開放的といわれている状態について検討しておく必要があるだろう。

2-2. 成員権をもつコミュニティ

農村を取り上げた論文や報告書のなかでは、「むら」とよばれる領域に居住する人々であっても村人とは認められない居住者の存在に言及されていることが少なくない。

たとえば農村研究者の福田アジオは、水戸近郊の畑作中心の農村をとりあげ、地区内住民が①「旧来からのムラの成員」と②「他所より転居してきたり、分家した家」、さらに③地区の周辺部の宅地化された地域に居住する住民に区別されており、ムラメンとよばれる共有地の利用や共同行事の参加が①の家に限定されている事例を紹介している。[福田, 1984: 318-319]

農村研究者は、このムラの一員として認められることによって得られる権利(義務)のことを一般に成員権(村民権)と呼んでいる。この事例において共有地の利用権が成員権と考えられているように、財産区のメンバーとなる権利もまた成員

権にもとづく権利なのである。⁷⁾ この権利は通常は家(世帯)を単位としている。一方、都市部を対象とする研究者の間では、この成員権に注目する発想は乏しかったといえる。しかし程度差はあるとはいえ都市地域にも成員権をもつ組織は広く見られる。たとえば自治会は、都市地域にも広くみられる地域組織であるけれども、明確に一定の範域に居住する「世帯」を単位とする成員権をもっている。それは自治会が、単なる親睦団体ではなく、地域環境などを管理する機能をもつ組織だからであろう。

そうすると、管理すべき資源がある場合には成員権の有無を分析の要因として入れないと、とんでもないきれいごとのコミュニティ論ができあがる危険性があるとも考えられないだろう。

そこで注目されるのは、この成員権という慣行のもつ戦略性に注目する一連の研究である。たとえば社会人類学研究者の安井真奈美は、「ツラ」とよばれる成員権のあり方から過疎化に直面する能登地方の村落の変貌を検討している。安井は村落の構成員にとって成員権が村落社会の家と、共有地についての権利を結びつけていく「戦略性を孕んだ装置」となっていることを論じている。[安井, 1994]

また地域社会学者の山本剛郎は、本稿の事例地と同じ宝塚市の都市地域となった旧農村における市街地再開発事業をとりあげている。山本は市街

7) 財産区財産に対する村民の権利を法的にどのように位置づけるのかは行政学と法社会学との間で法解釈が大きく異なっている。行政学が部落有財産に対する「慣行使用権」と考えるのに対して、法社会学は原則的には入会財産に対する「入会権」とし、次のように入会財産を分類する。

①第一は、旧町村制の下で、入会財産としての実質をのこしたままで、自らを法形式的に財産区有財産に転化させ、部落有財産統一政策には反対して統一を拒否し、結局、明治・町村制以来現在に至るまで財産区としての形態を維持存続しているものである(実質入会・形式旧財産区)

②第二は、旧町村制が制定されてからも、みずからを明確に財産区有財産に転化させず、実質はもとより形態においても変化の無いまま部落有財産と称され、部落有統一にさいしても統一されず、それゆえ、現在においても、昔のままの部落有という形態を残しているものである。(純粹入会)

③第三は、部落有統一に際し、これに反対したが、ついに市町村有になることを拒否し得ず、形式的に市町村有となったが入会財産としての実質を残すという妥協を強いられたものである。その当時に市長村有となったものが、実態はそのまま戦後の町村合併にさいし新財産区有に切り替えられ、現在では形式的に新財産区有という形態をとっているが、実質は入会財産である(実質入会・形式新財産区)

④第四は、部落有統一の過程で、あるいはその後の変化により、実質的に入会権が解体し、入会財産でなくなり名実ともに公有財産に転化してしまっているものである(純粹財産区) [渡辺 1974: 19-20]

この分類にあえてあてはめるなら、本稿の事例は①の(実質入会・形式旧財産区)に該当する事例であるといえるだろう。しかし、この法社会学における入会権論は、財産区財産についての村民の権利を民法上の入会権とみなすことによって、この権利を入会集団とよばれる権利者集団の財産権として構成することに重点がおかれている。そこで問題となっているのは社会的事実というよりも法戦略であって、コミュニティにおける資源の管理と利用における成員権の戦略性に関心をおく本稿のアプローチとはことなっている。